

光警報装置の設置基準素案について

1 光警報装置の設置場所について

モデル施設において、光警報装置を設置する場所は、施設の用途に応じて、次の部分に設置してはどうか。

(1) 商業施設

設置場所：売り場、共用廊下、トイレ

※駐車場、塔屋、バックヤード等従業員が使用する部分は設置しない方針

(2) 病院等

設置場所：待合室、食堂、共用廊下、トイレ

※診察室、検査室等、病室（希望する場合には設置を検討）は設置しない方針

(3) 福祉施設等

設置場所：食堂、団らん室、共用廊下、トイレ

※電気室等は設置しない方針。なお、早期避難の観点から、各居室、従業員が使用する場所も含めて設置することを検討。

(4) 学校

設置場所：教室、主要な避難口に通ずる避難経路、トイレ

(5) 博物館等

設置場所：展示室、共用廊下、休憩所、トイレ

※駐車場、倉庫（収蔵所）は設置しない方針

(6) 空港

設置場所：待合ロビー、廊下、トイレ

※事務所、検査場、搭乗口から接続部分までの部分

(7) 地下街

設置する部分：共用廊下、トイレ、休憩所

※ 駐車場、バックヤード等は設置しない方針

2 設置の方法について

モデル施設への光警報装置の設置方法については、参考資料 2－1 のとおりとし、効果検証結果を踏まえて検討していくこととしてはどうか。